

片親世帯の就業支援

母子世帯の母が正規雇用になるために

日本大学 宮里尚三研究会 労働分科会

鈴木 裕章 新井 麻友 脇田 祐樹

伊勢 千夏 中村 俊哉 呉 俊鐸

2011年12月

本稿は、2011年12月17日、18日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2010」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、宮里准教授（日本大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである

片親世帯の就業支援

母子世帯の母が正規雇用になるために

2011年12月

要約

近年、日本国内では片親世帯が増加の傾向にある。平成18年度に行われた全国母子世帯等調査によると、母子世帯では約150万世帯にものぼり、前回の平成15年度より約30万世帯の増加が見られた。父子世帯は総数が少ないものの、平成10年度から平成18年度にかけて約3万世帯もの増加が見られた。また、片親世帯の年間所得を一般世帯の年間所得と比べてみても、母子世帯は3分の1、父子世帯は3分の2程度しか得られていないことも分かった。さらに、親の収入はその家庭の子どもの進学率にまで影響を与えてしまうということが判明した。学歴が重視されている現代社会で親の所得によって子どもの生涯賃金に格差が生まれてしまうのは不平等であると我々は考える。そこで我々は、特に所得の少ない母子世帯に焦点を当て母子世帯における非正規雇用の多さに着眼し、なぜ、母子が正規雇用にならないかを「母子世帯の母親はなぜ正社員就業を希望しないのか(2011 周燕飛)」により提起された3つの仮説データ(資格・能力不足仮説・育児制約仮説・非勤労収入仮説)を用いて回帰分析を行った。

これらの結果をもとに片親世帯の就業支援の政策提言を提唱する。

本稿の構成はこの通りである。

第1章第1節では、片親世帯である、母子世帯と父子世帯の定義について述べることから始まり、母子父子世帯の世帯数や就業率、所得等を述べ、片親世帯の増加の原因を死別によるものではなく、離婚の増加による性別での片親化が原因としている。また、母子世帯の仕事時間と育児時間の国際比較や待機児童に対して託児所の数が不足しているといことも触れて片親世帯の生活レベルが低いという現状を論じている。

第2節では、現在片親に対して行われている経済的支援と就労支援の内容を述べ、その上で公的支援のメリット・デメリットを論じている。

第2章では、我々が学ばせていただいた先行研究の概要を説明し、本稿と先行研究との違いを簡潔に述べる。

第3章では、資格・能力不足仮説が母子家庭の正規雇用の増減に大きく影響を与えているということを実証する。なぜ、母子が正規雇用にならないかを「母子世帯の母親はなぜ正社員就業を希望しないのか(2011 周燕飛)」により提起された3つの仮説の下、データを用いて回帰分析を行うことで実証する。

第4章では、それらの現状や分析をもとに政策を提言する。

目次

はじめに

第1章 現状・問題意識

- 第1節 母子世帯の現状
- 第2節 支援

第2章 先行研究

- 第1節 先行研究及び本稿の位置づけ
- 第2節 先行研究について
- 第3節 本稿について
- 第4節 先行研究と本稿の違い

第3章 分析

第4章 政策提言

- 第1節 資格取得スクールと託児所の設置
- 第2節 併設の効果
- 第3節 立地条件
- 第4節 政策提言実現へのアプローチ

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

本稿の目的は、日本国内の片親世帯の平均所得が少ないということから生活レベルが低いと考え、将来日本の経済活動を支えてくれるであろう子どもたちにも悪影響がでてしまうと考えた。そこで、片親世帯の生活レベルを一般家庭の平均年間所得の生活レベルまで引き上げることはできずとも、それに近い水準にまで生活レベルの向上を行うため特に所得の少ない母子世帯への就業支援を行うこと提案する。

なぜ母子世帯だけの就業支援かという、父子世帯の平均年収は421万円であるのに対し母子世帯の平均年収は213万と少ない。一般世帯の平均年収は580万4千円なので、母子・父子世帯とも一般世帯に比べ平均年収が少ないことには変わりはないが、いくぶんか父子世帯のほうが金銭面的に余裕がある。もちろん育児面や教育面に問題はあがるが、まず先に優先すべきは金銭的に困窮している母子世帯に支援をすべきではないかと考え焦点を当てることとした。

最近まとめた調査によって親の収入が子どもに影響を与えていることが分かった。子どもの4年制大学の進学率が親の年収に大きくかかわっていることが判明した。親の年収が200万円未満の層だと子供の大学への進学率は28.2%となり、400万円以上600万円未満は43.9%、600万円以上800万円未満は49.4%、800万円以上1000万円未満は54.8%、そして1000万円以上は62.4%となる。授業料が高い私立大学への進学率も親の年収が200万円以下ならば子供の進学率は17.6%、600万円以上800万円未満は36.8%、1200万円以上は50.5%となっており、親の年収によって進学率の格差が生じていることが明らかとなった。

さらに問題となっていることは、

- ・大学の授業料は国公立を問わず年々上昇している。
- ・特に私立大学の場合、年間授業料は親の平均月収の2倍を越す。
- ・授業料以外の納付金や、理工系学部への進学を考えれば3倍にもなる。
- ・地方出身者の場合、仕送りを含めると月収の6倍ほどの家計負担になる。

このため経済的理由で大学を中途退学する学生も最近では全体の16%、5万人に増えてしまっている。また、保護者の年収が高い家庭ほど比例して子供の学力が高くなるということも判明した。

文部科学省の08年度全国学力テスト（小学6年生対象）の調査結果によると、年収1200万円以上の家庭における子供の国語、算数の正答率が平均より8ポイント以上高いということ、200万円未満は平均より10ポイント以上低いという結果に至った。下記の表を見ると、年収が高い世帯ほど概ね正答率が高いということが見て取れる。（ただし、国語、算数とも、年収1500万円以上の世帯は1200～1500万円の世帯と比べると、わずかに正答率が落ちる。）理由としては、学習塾など学校外教育支出が多い家庭ほど正答率が高いとのことで、また東京大学の荻谷剛彦氏らグループの学力調査によれば、「親の学歴と子の学習時間には明らかな相関関係があり、親の所得が高いほど子供の学力調査の結果が高く、大学進学率の違いに結びついている」とのことだった。親の職業や学歴、家庭内での様々な行為、例えば、読書や遊びにかかる時間、ニュースなどのテレビの視聴にかかる時間によって子供の学習時間や学習の好き嫌いに差が見られる。様々な

家庭環境の差異が子供の進学機会や学力の差、意欲の差を生んでおり、やがて子供の職業や生涯賃金などに影響をもたらす。

母子世帯は他の世帯に比べ所得が特に低いため、その子どもに十分な教育を受けさせてあげることができず悪影響を及ぼしてしまう可能性がある。母子世帯の約80%もの母親が就業しているにもかかわらず、一般家庭の約3割程度しか収入を得ることができていない。つまり「ワーキングプア」ということになる。理由としては、片親のため子どもの面倒をすべて見なくてはいけなくなり、長い時間の労働が困難となるため正規雇用就くことがままならず、高収入を得ることが難しいことである。本来、「一般家庭の主婦」として一生を送るはずであった女性が、そうでない状況に突然追いやられるというケースが多い。

そのため、年齢が高いことや本人の健康状態が悪いこと、学歴や就業経験が浅いなどの傾向が見られるため、正規雇用を不可能と判断し断念してしまうというが多いと考えられる。

急に片親となってからすぐに正規雇用として職に就くことは困難である。

そこで、我々はどのように母子世帯への支援を行うべきか考えた結果、母親に資格を取らせることで正規雇用がしやすくなるようにすれば良いのではないかと考えた。親に資格取得のためのスクールに通わせ、また、子どもの面倒を見てもらうことが可能な施設を作り上げることでその間は母親が集中して資格取得に打ち込めるのではないかと考えた。分析としては、母子家庭における非正規雇用の多さに着眼し、なぜ、母子が正規雇用にならないかを「母子世帯の母親はなぜ正社員就業を希望しないのか(2011 周燕飛)」により提起された3つの仮説の下、データを用いて回帰分析を行った。

表1 世帯年収と子どもの学力

出所 耳塚寛明 (2009)お茶の水女子大学委託研究・補完調査について

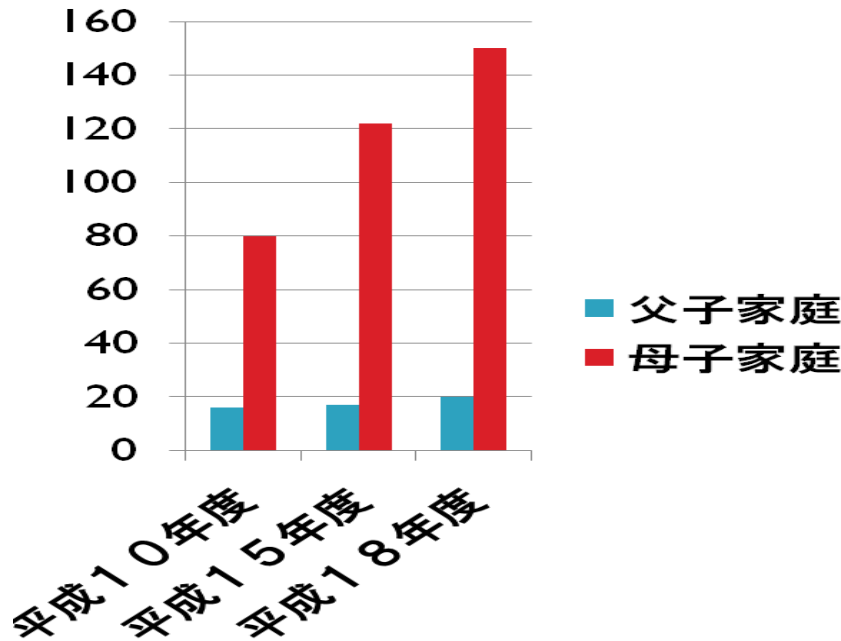
世帯年収	正答率	国語A	国語B	算数A	算数B
200万円未満	平均値	56.5	43.2	62.9	42.6
	人数	207	207	207	207
200万円以上～300万円未満	平均値	59.9	44.2	66.4	42.6
	人数	295	295	295	295
300万円以上～400万円未満	平均値	62.8	47.3	67.7	45.7
	人数	417	417	417	417
400万円以上～500万円未満	平均値	64.7	50.9	70.6	51.2
	人数	539	539	539	539
500万円以上～600万円未満	平均値	65.2	51.6	70.8	51.2
	人数	652	652	652	652
600万円以上～700万円未満	平均値	69.3	55.1	74.8	55.5
	人数	591	591	591	591
700万円以上～800万円未満	平均値	71.3	57.6	76.6	57.1
	人数	608	608	608	608
800万円以上～900万円未満	平均値	73.4	59.6	78.3	60.5
	人数	449	449	449	449
900万円以上～1000万円未満	平均値	72.8	58.4	79.1	59.7
	人数	399	399	399	399
1000万円以上～1200万円未満	平均値	75.6	62.5	81.2	62.8
	人数	571	571	571	571
1200万円以上～1500万円未満	平均値	78.7	64.9	82.8	65.9
	人数	314	314	314	314
1500万円以上	平均値	77.3	64.3	82.5	65.6
	人数	280	280	280	280
合計	平均値	69.4	55.5	74.8	55.8

第1章 現状・問題意識

第1節 母子世帯の現状・問題意識

人にはそれぞれもって生まれた素質があり、勉強のできる子もいれば、運動できる子もおり、差があって当然と思われる人もいるかもしれない。社会の競争の中では、勉強ができなくても「不利」であるし、運動神経が鈍くとも「不利」、見た目が良いかそうでないかも結果を左右するであろう。家庭の経済状況や家庭環境も「不利」の一つであるのだから、そのような「不利」を持った子がいたとしてもかわいそうであるが、いたしかたがないと考える。しかし、その子が生まれ出る世帯の状況というのは、その子どもの資質の外の問題である。子どもの基本的な成長にかかわる医療、基本的衣食住、少なくとも義務教育、そしてほぼ普遍的になった高校教育のアクセスを、すべての子どもが享受すべきである。また、たとえ「完全な平等」を達成することが不可能だとしても、それを「いたしかたがない」と許容するのではなく、少しでもそうでなくなる方向に努力する必要がある。そのために我々は片親世帯の生活レベルの向上、特に母子世帯の生活レベルの向上を大きな目標として、本稿の執筆を行っている。近年、一人家族が増加している傾向にあり、この原因として考えられるのは、離婚、未婚の母の増加、詳細に言及すると、結婚・出産の若年齢化、経済的不安・精神的不安等によるものである。我々は、増加した一人親家庭の支援はどのようになっているのかということに着目し、それについて分析した結果、母子・父子家庭の支援の違いや、一人親家庭の増加に対する支援が比例していないこと、支援対象者の縮減、一般家庭との経済等の格差による生活レベルの差があることが判明した。一人親家庭が、一般家庭との生活水準と同等、若しくはそれに準ずる生活を送るための支援制度、サービスの拡充、向上を図るための政策提言を行う必要があると考える。簡潔に片親世帯というものを説明すると、片親世帯には母子家庭と父子家庭があり、母子家庭の定義は、母子及び寡婦福祉法第六条によると、この法律において「配偶者のない女子」、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同。）と死別した女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同。）をしていないもの、及びこれに準ずる女子が母親である家庭を指す。（政令で①離婚した女子であって現に婚姻をしていないもの②配偶者の生死が明らかでない女子③配偶者から遺棄されている女子④配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子⑤配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子⑥前各号に掲げる者に準ずる女子と定められている。）一方、父子家庭は今では母子家庭と基本的に同じではあるのだが、2002年（平成14年）の法改正により、ようやく「母子家庭等」と修正され、母子及び父子家庭の事をいうようになった。

表2 出所 平成 18 年度母子世帯等調査



片親世帯数は厚生労働省の平成 18 年度母子世帯等調査によると、平成 18 年度の母子世帯数は約 150 万世帯あり、前回調査の 3 年前と比較して、約 30 万世帯増加している。一方、父子の世帯数は約 20 万世帯であり、前回調査より、約 3 万世帯増加している。また、母子世帯の子供の割合は 3.8 パーセントから 5.8 パーセントへと上昇しており、即ち 1.7 人に一人が母子世帯に育っているということになる。母子世帯の母親の平均年齢は約 40 歳。それでも、晩婚化の影響で 6 歳以下の子を持つ率が 10% 上昇している。母子家庭には母親と子供だけで暮らす独立母子世帯と母親の親などと同居している同居母子世帯があり、同居母子世帯が 3 分の 1 を占めており、近年同居の割合が上昇している。独立母子世帯と比べて同居母子世帯は母親の年齢が若く幼い子供を抱え、就労率が低い。こうした同居母子世帯は、住居や就職口の確保が困難である母子世帯初期や子供が幼い時には、生きるための戦略ステラジーとして重要とされている。

これらの増加の原因として考えられるのは、離婚、未婚の母の増加である。詳細に言及すると、これらは結婚・出産の若年齢化、経済的不安・精神的不安などからによるもので、母子家庭では約 9 割、父子家庭では約 8 割が死別ではなく、生別により片親家庭となっている。この 10 数年の間での若年層の離婚件数が大きく増加しており、2002 年には最高離婚件数である 289,836 組を記録した。その後は徐々に離婚件数が減少しているものの、依然として離婚件数は多いままである。しかし、母子世帯のすべてが親との同居を選択することができない。同居の 8 割に持ち家（帰る家）があるからこそ帰れるのである。さらに、親が高齢になるにつれて、育児とともに親の介護の両方が母親にかかってくる可能性がある。

表 3 出所 平成 18 年度母子世帯等調査

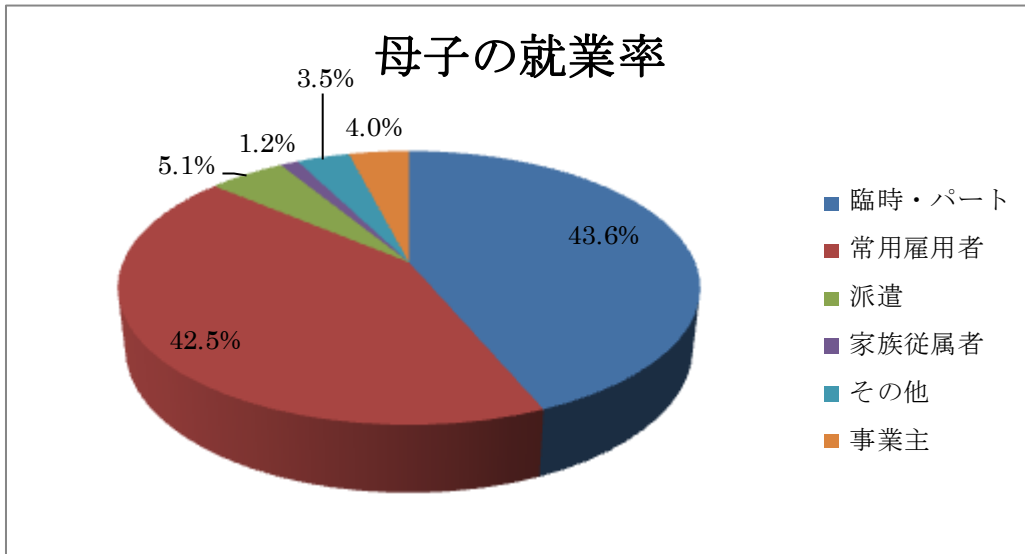


表 4 出所 平成 18 年度母子世帯等調査

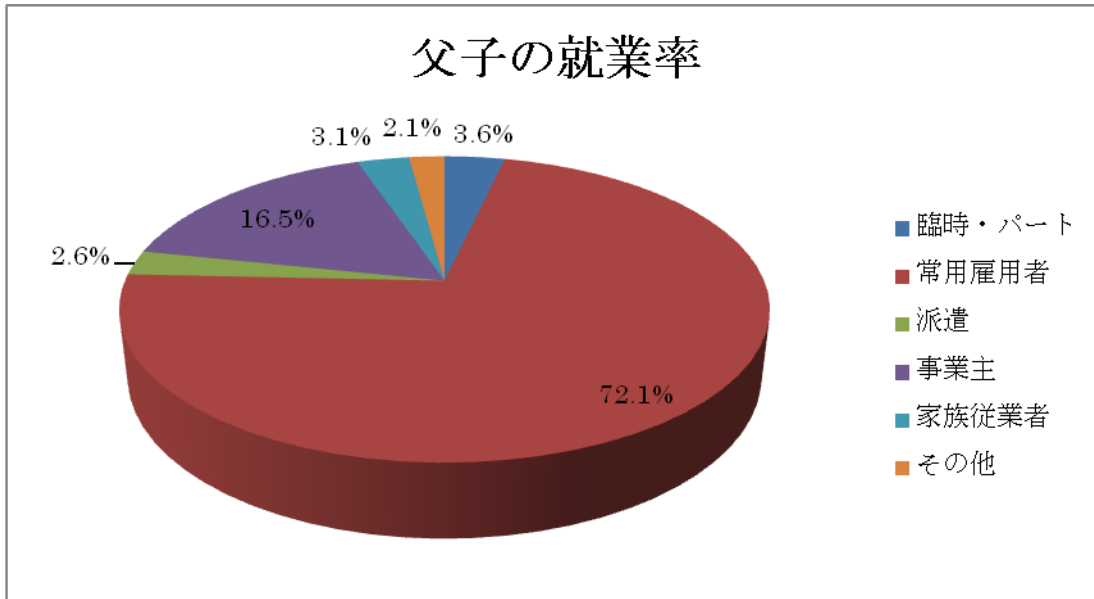
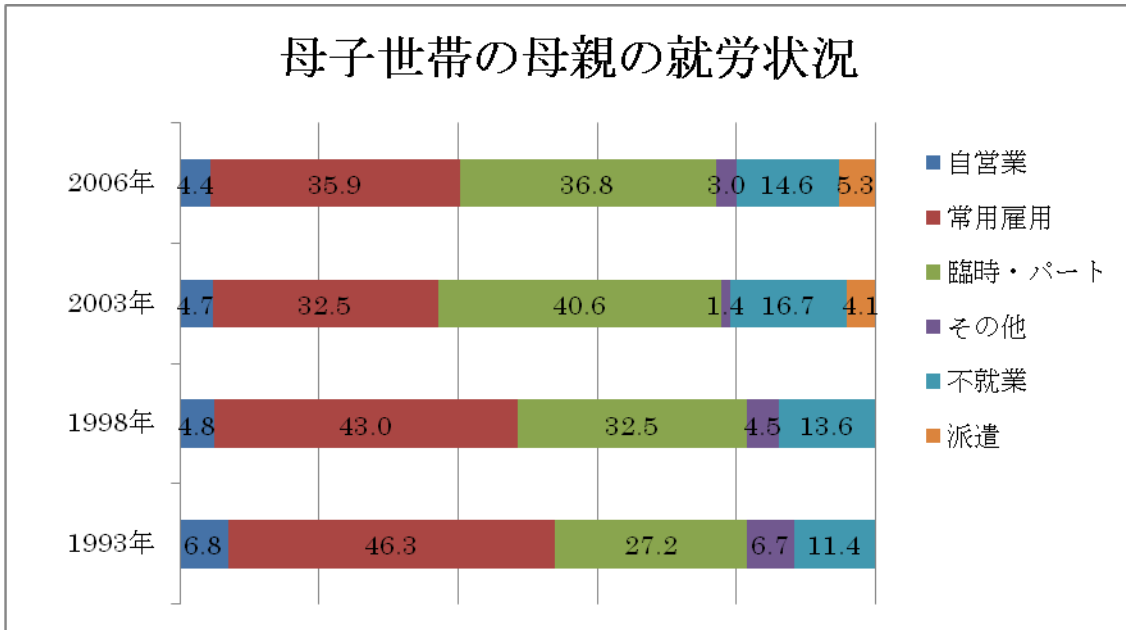


表5 出所 平成 18 年度母子世帯等調査



まず説明するのは、母子父子の就業状況についてである。母子世帯の子供の生活水準が他の一般家庭の子供に比べて低いことは、他の先進国と同じではあるが、日本の母子世帯の状況は国際的に非常に特異である。その特異性を一文にすると「母親の就労率が非常に高いにもかかわらず、経済状況が厳しく、政府や子供の父親からの援助が少ない」。これは、就労率は 84%あり OECD 4 位であるが、貧困率は 2 位であることから説明できる。子供の貧困率を測定した阿部（2005）の分析によれば、2001 年の母子世帯の子供の貧困率は、親と同居する母子世帯で 35%、母子のみの世帯で 65%と、母子世帯以外の有子世帯の 11%と比較して、高い貧困率となった。

つまり、母子家庭は「ワーキングプア」なのである。実際に、母子家庭の生活上での悩みにおいて、少ない収入や不安定な就労形態から、生活費に関する悩みを多くの母親が抱えています。働いても生活が楽にならない理由として「国民基礎調査 2008」によると、母子家庭の平均所得は、児童のいる 1 世帯当たりの平均所得金額の 3 割程度しかない。また、同居母子世帯の貧困率は、独立母子世帯の貧困率の半分であったが、それは、一般の子供の貧困率と比べると 3 倍であった。つまり、同居しても母子世帯の貧困が解消されるわけでもなく、出戻りしたことで 3 世代そろって貧困に陥ることがあると考えられる。貧困状態にある子供の 2～3 割が独立または同居の母子世帯の子供である。子供の貧困を考える際には、母子世帯の問題は避けて通れないのだ。

上の円グラフは母子・父子家庭の就業率を表しているが、父子家庭は常用雇用者が全体の約 4 分の 3 を占めているのが分かる。一方母子家庭は臨時・パートと常用雇用者がほぼ同じ割合であることが分かる。臨時・パートよりも常用雇用者の方の給料が高く、安定した地位であり、自分の健康のことや子供のことを考えると、常用雇用者の方が良いというのは明白である。それにもかかわらず、どうして常用雇用者は臨時・パートのような非正規雇用者と同じ割合なのか。母子家庭の母親は他の女性と比べて就業確率は高いが、正規社員の就業確率が低くなる傾向にある。そもそも正規社員の就業望まない母子世帯の母親の数は相当数にのぼる。その就業阻害要因として、「母子世帯の母親はなぜ正社員就業を希望しないのか（2011 周燕飛）により提起された三つの仮説、（1）資格・能力不足仮説（2）育児制約仮説（3）非勤労収入説が現在最も有力であるとされている。それぞ

れ詳細に言及すると、(1) 年齢が高い、本人の健康状態が悪い、学歴や職業経験が不足している等の理由で、正社員就業が不可能と本人が判断し、断念する。(2) ひとり親で子どもを育てる母子世帯の母親にとって、育児制約が正社員就業の障害となり、母親は正社員就業の希望を持ちにくくなる。(3) その他の世帯員の収入、養育費や遺族年金、家賃収入等の非勤労収入が十分なため、正社員として働く必要がなく、正社員就業を希望しない、である。日本企業の正規採用は、年齢、学歴と職歴経験を重視する傾向があるため、大企業は35歳、中小企業は45歳まで、という一定年齢を超えている人、高卒以下の低学歴の人、正社員として働いた経験のない人にとって正社員就業のハードルは高いといえる。また、仮に年齢、学歴と職歴経験の要件をクリアしたとしても本人の健康状態が悪ければ正社員として働くことは物理的に困難である。また、子どもの年齢段階によって、育児制約の中身と程度が多少異なるが、総じて子どもの年齢が低ければ低いほど制約が大きい。小学校などの初等教育機関に就学する年齢に満たない児童（未就学児童）の場合には、平日・昼間の保育が一般的であり、母親は夜間・休日勤務に応じにくい。また、小さい子（特に3歳未満）は病気にかかりやすく、そのため母親は仕事を急に休まなければならないことが多い。一方、小学生の場合には、平日での学校行事が多く、また学童児童や学校の終了時間が早いという新たな制約がある。子どもが持病を抱えたり、障害を持っていたりすると、育児制約がより一層大きくなり、母親は正社員就業の希望を持ちにくくなる。これらの制約をクリアできるような職場でなければ、母子世帯の母親にとって、仕事と子育ての両立は難しいと考えられる。しかしながら、これらの条件を満たす正社員の職場は非常に少ないのが現状である。そして非勤労収入仮説についてだが、留保賃金を引き上げ、労働を抑制してしまう。母子世帯の場合、元夫からの養育費や遺族年金、児童扶養手当、家賃や利子収入等の非勤労収入を得られ、それで生活していくケースも存在するが極めて少ない。

全国母子世帯等調査の結果、母子家庭の悩みでもっとも多いのが「教育・進学」で、次いで「しつけ」となっている。父子家庭でもっとも多い悩みは「教育・進学」で、次いで「栄養」となっており、一番の悩みは母子家庭と同様に子供の将来であるが、二番目以降で違いが出ている。このことについても就業が関係しており、お金がなければ子供を学校に通わせることができないということであろう。故に、非正規雇用者は無理矢理仕事の時間を増やし、金を稼ぐ。すると子供と接する時間が減少してしまったり（食事の時間などを共に過ごすことができなくなる）、親自身が身体を壊す、病気になる、等負の連鎖にのみ込まれてしまう。しかし、無論常用雇用者の割合が多くない母子家庭の母に働く気がないというわけではない。平成18年度の調査では不就業の母のうち約8割が就職したいと希望しており、何か少しでも手助けをすることによって、現在の状況を打破できるのではないかと我々は考える。

母子世帯の仕事時間と育児時間の国際比較

母子世帯に限らず、子育て世帯は1日のなかで家計を支えるための仕事、世帯を維持するための家事、子供の世話や教育という有償・無償の労働に時間を割く必要がある。夫婦世帯はこれらの労働を夫婦で分担しながらこなすことが可能である一方、母子世帯の場合はそれらすべてを主として母親一人で担う。

本文では日本とヨーロッパ10カ国とアメリカの仕事・家事・育児の平均時間について、シングルマザー、夫婦世帯の妻、および夫について比較した。日本の母子世帯は、315分と調査国の12カ国でもっとも仕事時間が長い一方、育児時間は23分と最も短く、仕事に偏った時間配分となっている。日本に次いで母子世帯の仕事時間が長いアメリカは242分である、育児時間については74分と12カ国の平均である64分より長くなっている。仕事時間が最も短いのはイギリスの133分で、育児時間が最も長いのはスロヴェニアの85分となっている。

夫婦世帯の妻の仕事時間については、ドイツが 125 分と最も短く、日本は 143 分とその次に短くなっている。夫婦世帯の妻の仕事時間が長い国は東欧と北欧に集中しており、アメリカは中程度の順位である。夫婦世帯の妻の家事時間については日本が 295 分、育児時間については、アメリカの 110 分とハンガリーの 94 分に次いで日本は 3 番目に 90 分と長くなっている。

最後に、夫婦世帯の夫については、日本の労働時間は 505 分と長く、家事・育児時間が 34 分と短い。アメリカは、労働時間が 371 分と日本に次いで 2 番目に長い、育児時間は最も長くなっている。

なお、母子世帯、夫婦世帯の妻・夫、それぞれに有業者のみを抽出した場合にも同様の傾向にあった。

国際的にみた日本の特徴として、母子世帯と夫婦世帯の夫の仕事時間が極端に長く、育児時間も非常に短い一方で、夫婦世帯の妻の仕事時間が短く、家事時間と育児時間が長い。アメリカのシングルマザーと夫婦世帯の夫の仕事時間は、それぞれ日本に次いで長い、育児時間が特に短いわけではない。それでも、ほかの国々と比較して、日本の母子世帯の仕事・家事・育児時間は、アメリカのそれと比較的近い。なので、アメリカと 6 歳未満の子供がいる母子世帯と夫婦世帯の一日当たりの平均生活時間の日米比較をする。平日の仕事時間は、夫婦世帯の妻において、アメリカが 196 分であり日本の 99 分より約 100 分と仕事時間が長くなっている。日米の母子世帯を比較すると夫婦世帯の妻の傾向とは逆に、日本が 345 分であり、アメリカの 250 分より 100 分近く仕事時間が長くなっている。結果として、母子世帯と夫婦世帯の妻の仕事時間の差は、アメリカでは 54 分、日本では 246 分と日本において顕著に長くなっている。そして、この仕事時間の差は、有業者同士を比較した場合においても、アメリカが 21 分に対して日本では 136 分と、両国間で 100 分以上の差の開きがある。日本では夫婦世帯の妻よりも母子世帯の就業率が高いことが全数の仕事時間の差に影響を与えているが、有業者に限定した場合でも仕事時間の差が大きいことが分かる。育児時間に関して、日本の母子世帯の特徴をいえば、平日より土日の育児時間が長くなることだ。日本の母子世帯の平日の育児時間は 82 分、土日の育児時間が 92 分となっている。一方でアメリカの母子世帯の育児時間は平日で 127 分であり、土日で 105 分と土日のほうが短くなっている。以上のように、日本の母子世帯における 345 分である平日の仕事時間が家事時間である 172 分と育児時間である 82 分の合計をはるかに上回り、また平日より土日の育児時間が長くなるという仕事と育児のバランスは、日米の夫婦世帯の妻とアメリカの母子世帯にも見られない特徴である。この時間配分の特徴は、日米の夫婦世帯の夫の時間配分に近いと言えるだろう。さらに、母子世帯は日米ともに夫婦世帯の妻と比べて、平日、土日とも育児時間が短く仕事時間が長い、夫婦世帯の妻との差は日本がより大きく母子世帯と夫婦世帯の妻の生活時間の配分が大きく異なっていた。こうしたことから、母子世帯の生活時間の特徴として第一に欧米各国と比較において顕著に仕事時間が長く、育児時間が短い。第二に母子世帯の仕事時間がほかの国々より長いという意味で日本の特徴と比較的近いアメリカと 6 歳未満の子供を抱える母子世帯の生活時間の比較を行った結果、母子世帯と夫婦世帯の母親の仕事時間差がアメリカでは 1 時間未満であるが、日本では 4 時間以上ある。第三に育児時間が保育を利用している夫婦世帯の妻よりも短い。また、1986 年から 2001 年にかけて比較しても、夫婦世帯と母子世帯の仕事時間の差と育児時間の差がともに拡大傾向に以上のように母子世帯の長時間労働のしわ寄せは、育児時間を切り詰める結果となっている。有業の夫婦世帯の妻と比べても仕事と育児時間の差は大きく、日本の母子世帯は男性並みの仕事中心の生活となっている。以上のように日本の母子世帯は夫婦世帯の妻との比較において依然として仕事中心であり、むしろその傾向が強まっていることがいえる。

次に収入の面から見ると、母子世帯の平成 18 年度の平均年収は 213 万円であり、家庭の自立ラインとされる年収 300 万円に遥かに及ばないのが現状である。父子世帯の平均

収入は 421 万円と大きく差がある事がわかる。親が仕事に行っている間の育児の環境がどのようになっているかという厚生労働省の保育所関連状況取りまとめ（平成 22 年 4 月 1 日調査）によると、保育所の施設数→23,068 ヶ所 前年に比べ 143 ヶ所（0.6%）の増加定員→215 万 7890 人 前年と比較して 25,809 人（1.2%）増加利用児童数→208 万 114 人 前年から 39,140 人（1.9%）増加待機児童数→26,275 人 3 年連続増加というのが現状だ。一応、母子寡婦福祉法第二十八条により、市町村は一人親世帯等の保育所に入所に対する特別の配慮をするよう規定はされているものの、それ以前に子供の数と保育所の数が比例していないという実態がある。

第2節 支援

現在行われている母子に対する支援は経済的支援と就労支援の大きく二つに分けられる。まず経済支援から見ていくと、母子を支援する経済活動的支援の主な制度は二つあり、母子寡婦福祉貸付金と母子家庭自立支援給付金である。母子及び寡婦福祉法として定められていることは、①育所の優先入所等の子育て・生活支援策②母子家庭自立支援給付金等の就業支援策③養育費相談支援センターの設置等の養育費の確保策④児童供養手当の支給の、4つである。

母子寡婦福祉貸付金とは配偶者のない女子で現に児童を供養しているもの、又はその供養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の女性と生活意欲の助長を図り、あわせてその供養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。①事業を開始し、又は継続するのに必要な資金 ②配偶者のない女子が供養している児童の就学に必要な資金③配偶者のない女子又はそのものが供養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を修得するのに必要な資金である。

母子家庭自立支援給付金とは第三十一条 都道府県等は、配偶者のない女子で、現に児童を扶養しているものの、雇用の安定および就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下自立支援給付金という）。①配偶者のない女子、現に扶養している者の求職活動促進と その職業生活の安定等を図るための給付金②配偶者のない女子で現に扶養している者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金③前2号に掲げる給付金以外の給付金であって、政令で定めるもの。以上、上記2つの経済活動的支援がある。

次に、現在行われている主な就業支援は母子福祉資金、自立支援教育給付金、高等技能訓練促進費がある。母子福祉資金は上記で既出だが、その他のこれらの制度を簡単に説明すると、最初に自立支援教育給付金は 2003（平成 15）年から実施され、母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職に就いていた者ばかりでなく、結婚、出産により離職し、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備がないまま、生活のために職に就かなければならない状況にあるので、個々の母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭の自立の促進を図ることを目的としていて、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が厚生労働省の指定する対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の 20%（4 千 1 円以上で 10 万円を上限）が支給されるという制度である。次に高等技能訓練促進費は、こちらも同じく 2003（平成 15）年から実施され、就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養

成機関は、一定期間のカリキュラムを受講する必要があるが、母子家庭の経済的自立に効果が高いものであるが、講座の授業が昼間であるなど、受講に際してその期間中の生活の不安から意欲はあってもそこで足踏みせざるを得ない状況にあることから、受講に際してその期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供することが必要であるので、母子家庭の母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等、都道府県等の長が地域の実情等を考慮して指定された対象の資格の養成訓練の受講期間について高等技能訓練促進費を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し入学支援修了一時金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする制度である。支給額は市町村民税非課税世帯か市町村民税課税世帯であるかによって異なり、市町村民税非課税世帯であれば月額 141,000 円、市町村民税課税世帯では月額 70,500 円である。また入学支援修了一時金は市町村民税非課税世帯では 50,000 円、市町村民税課税世帯では 25,000 円が支給される。

さらに、母子家庭の母等の雇用・就業機会の増大に資する施策として、母子家庭を継続して雇った事業主に支払われる特定求職者雇用開発助成金や常用雇用転換奨励金の支給、母子家庭の母は子育てによる求職活動の制限、また先程も述べたように、長い間職についていなかったことから生じる不安を解消し、求人者と求職者とが相互に理解を深めるための試行雇用（トライアル雇用）制度（月額 4 万円（最大 3 か月）を事業主に支給）を母子家庭の母等に対しての実施や、2007（平成 19）年に創設された税制措置で、地域再生法に基づき、地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された、母子家庭の母等を積極的に雇用する企業であって当該地方公共団体が指定したもの（特定地域雇用会社）に対する法人からの寄附金について、一定の範囲内で損金算入を認めるという再チャレンジ寄附金制度、母子福祉団体等への事業発注などを促す取組を行っている。

そして、補足として最後の安全網（セーフティネット）と呼ばれている生活保護の片親世帯の受給率は、「受給している」が 9.6%、「受給していない」が 90.4%と極めて低い。生活保護法 1 条は憲法 25 条 1 項を受けて規定されており、生活保護法によって保障されるべき最低限度の生活とは、「健康で文化的な」最低限度の生活であり、さらに平成 14 年版『厚生労働白書』362 頁に「国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、併せてその自立を助長する制度である。」と記載されているにもかかわらず、このような低い受給率であるというのは深刻な問題であると言える。その受給率が低い理由として、手続きが面倒であることや、生活に困窮した市民が福祉事務所の窓口を訪れても追い返されてしまうという、いわゆる「水際作戦」が広く行われており、正当な生活保護要件を満たしているにも拘らず、申請を断念させられ、結果的に事務所側が生活保護受給者を意図的に減らしてしまっているというのが実状である。この「水際作戦」のもっとも典型的な例として挙げられるのが「自動車を処分しなければ保護を受けられない」という対応である。但しこのような出来事背景には、地方自治体の予算から捻出される生活保護扶助費を出すことで職員の給料が削られ、財政を圧迫するということや、生活保護を不正で受給する者がいるという問題等がある。また精神面から、生活保護を利用する人々は、とりわけ、福祉援助、つまり、公的扶助を申し出る人々は、「辱められた」とスティグマ（ネガティブな意味のレッテル）を感じるものと言われる。そしてそう感じるがために、福祉を受けているほかの人たちは（自分たちとは違って）、「ペテン師、詐欺師福祉で食べている乞食、制度の悪用者」だと信じざるを得なくなる（あるいは、そういった議論が広がっている）ために手続きの申請がしにくいと考えられている。さらに今年 2011 年 7 月時点で受給者が 205 万人を超え、過去最多を記録し、戦後の混乱期をも超えて状況はより一層深刻化している。

メリット・デメリットをまとめた下の図をみてもらいたい。メリットもあまり多くはなく、デメリットも少なくはないが、最近の母子家庭の母の雇用・就業機会の増大を目指す

という働きかけによって制度の利用率は上がってきてはいるものの、決して高い数字ではない。なぜ利用率が上がらないのかということを考えてみると、まず考えられるのは地方自治体の PR 不足、また利用する母の知識不足が考えられる。

主な公的支援のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
母子福祉資金 (母子利用状況 8.7%) (父子利用状況 利用不可)	・原則無利子 ・連帯保証人がいなくても借りられる(しかし、その場合は有利子 1.5%)	・貸付金が少ない ・保証人がいない ・借り入れ手続きが繁雑
自立支援教育訓練費 (母子 2.3%) (父子 利用不可)	・母の主体的な能力開発	・児童扶養手当の支給、又は同水準の者
高等技能訓練促進費 (母子 0.5%) (父子 利用不可)	・生活面での不安解消 ・養成機関の入学金を支給	・資格制限あり ・増額が平成 23 年度まで ・児童扶養手当の支給、又は同水準の者
生活保護	・最後のセーフティネット ・支給される月額はアルバイトの月給と同水準	・生活保護費問題による不安 (2011 年度の予算は約 3 兆 4 千億) ・勤労意欲の低下

(※出典 厚生労働省 平成 18 年度 全国母子世帯等調査)

第2章 先行研究

第1節 先行研究及び本稿の位置づけ

高田しのぶ(2008)による「母子家庭の母の就業を決める要因」と、2007年度 ISFJ 論文である、同志社大学八木匡研究会の論文である「母子家庭の救済策としての生活保護」と、森田明美、清水冬樹(2007)による「低所得母子世帯の生活実態から見る社会福祉課題の検討—千葉県八千代市生活保護受給母子世帯への調査から—」が、本稿における先行研究であると考えている。この先行研究を参照した意図としては、我々が考えている問題意識と、部分的ではあるが、「母子家庭の現状を把握し良くしていきたい」という、論文執筆における信念が一致していたため、上記の三つの論文を先行研究として扱わせていただいた。

第2節 先行研究について

まず、「母子家庭の救済策としての生活保護」は、生活保護問題の中で母子家庭が直面する問題と母子家庭に対する生活保護のあり方を取り上げており、母子家庭に焦点を当て、日本の生活保護制度が少しでも良い方向に進むように政策提言されていた。不平等のスパイラルを防ぐために、貧困層の母子家庭の自立を促し、生活困窮世帯の子供達に助成金を与えるといった政策を考えている。例としては、教育関係の物資の支援や義務教育以外の高等学校と大学等のローンシステムの導入である。つまりは貧困層の母子世帯の子供達に教育の補助を行うという概念で、論文を作成している。

次に、「母子家庭の母の就業を決める要因」は、母子家庭の就労による所得の低さを問題とし、母子家庭の母の就業、特に正規就業を阻む3つ（子供要因、職業要因、非勤労要因）の要因を明らかにした。これらの要因が就業形態選択にどのような選択を与えるかを多項ロジットモデルで計測し、結果として母子家庭の正規就業を促進するために必要なことは、保育の充実と、年齢によらずに正規就業をしやすいするための整備が必要なのだということを簡潔に述べている。

最後に、「低所得母子世帯の生活実態から見る社会福祉課題の検討—千葉県八千代市生活保護受給母子世帯への調査から—」は、生活保護を受けている母子世帯の意味を指す、生活保護受給母子世帯が地域の中でどのような生活を送っているか、また、生活保護を受給することが生活にどのような影響を与えるかなどを主にアンケートでの調査で行い、生活保護を受給していない母子世帯の意味を指す児童扶養手当申請母子と比べると、母親の健康状態、子どもの育ちや仕事、周囲からのサポートが劣っているという結果になった。

第3節 本稿について

本稿では、一般世帯より収入の低い片親世帯は生活レベルが低いと考え、その子どもたちの生活や進学率にも悪影響を及ぼしてしまうのではないかと考えた。そこで、片親世帯の中でも特に所得の低い母子世帯への就業支援を行い、正規雇用として職に就かせることで収入の向上を図るとともに生活レベルの向上を可能とすることで子どもたちへの良い環境を作り上げることができるのではないかと考えた。

母子世帯への就業支援を行うにあたって、まず、正規雇用に直接繋がるような資格の取得を支援すれば良いのではないかと考え、スクールを設置し、スクールで勉強している間子どもを預けることができる託児所のような施設を隣接、もしくはよく利用している電車沿線に設置することで、子どもを置いていくという親の不安感を取り除いて勉強に打ち込むことが可能になるのではないかと考えた。

但し、我々は単純に法改正等を行って補助金を出すという考えは持っておらず、より有効的で、ローコストな提言を打ち出すことを目標とした。

第4節 先行研究と本稿の違い

先行研究と異なる点は、政府、市民両者にとって実現可能で利用しやすい、功利主義的な政策を打ち出すことを目標としている点である。母子家庭で育つ子供のことを配慮した政策であることは、先行研究も本稿も変わりはないが、上記で述べたように「母子家庭の救済策としての生活保護」は、「子供の教育格差を是正する」という目的と、「母子家庭における生活の保護」という二つの目的に重点を置いている。「低所得母子世帯の生活実態から見る社会福祉課題の検討—千葉県八千代市生活保護受給母子世帯への調査から—」は、母子世帯が生活保護を受けることでどのように生活に影響を与えるかを主にアンケートで調査し、母親の健康状態や就業、子どもの育ちにも影響が出ているとした。「母子家庭の母の就業を決める要因」では、児童扶養手当と就労は補完関係にあるとし、母子家庭の母の就業、特に正規就業を阻む要因を明らかにした程で、政策については特に深く言及していない。

本稿が先行研究と違う点は、単純な増額や助成金を、というのではなく、寧ろ、その支援の方法に対して問題点を見出し、「ばらまき」ではない、より有効な補助支援金の活用方法を提言しているということこそが、政策提言の、否、本稿の特色と言っていだらう。

第3章 分析

母子世帯の就業を支援する上で、職に付けたとしても非正規雇用では意味はない。そこで前述の問題意識で挙げたとおり、母子家庭における非正規雇用の多さに着眼し、なぜ、母子が正規雇用にならないかを「母子世帯の母親はなぜ正社員就業を希望しないのか(2011 周燕飛)」により提起された3つの仮説の下、データを用いて回帰分析を行った。今回の解析結果で求められる符号条件は、すべてプラスであることを予想している。

回帰式

$$Y = a_0 + a_1 \cdot X_1 + a_2 \cdot X_2 + a_3 \cdot X_3 + \varepsilon_1$$

非説明変数：Y

定数項：a0

a1：X1の係数

a2：X2の係数

a3：X3の係数

具体的な説明変数は以下の通りである。(参照年度は2009年度都道府県別データを使用)

Y：母子世帯の月額世帯収入

X1：女性の大学進学率(資格・能力不足仮説)

X2：三世帯同居率(育児制約仮説)

X3：正規雇用率(非勤労収入仮説)

それぞれのデータは以下参照

統計局 社会生活指標

労働力調査

概要								
回帰統計								
重相関 R	0.403339							
重決定 R2	0.162682							
補正 R2	0.104264							
標準誤差	28005.42							
観測数	47							
分散分析表								
	自由度	変動	分散	割された分散	有意 F			
回帰	3	6.55E+09	2.18E+09	2.784814	0.052136			
残差	43	3.37E+10	7.84E+08					
合計	46	4.03E+10						
	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 95.0%	上限 95.0%
切片	-14969.6	117470.7	-0.12743	0.899192	-251872	221932.6	-251872	221932.6
女子大学進	1203.654	658.9457	1.826637	0.074702	-125.236	2532.545	-125.236	2532.545
三世帯同居	-735.981	1040.808	-0.70712	0.483304	-2834.97	1363.008	-2834.97	1363.008
正規雇用率	3649.393	2122.701	1.719221	0.092766	-631.442	7930.228	-631.442	7930.228

回帰結果を見ると、母子家庭の祖父母と一緒に暮らしてくれることにより、子供の世話をしてくれる、プラス要因と予想して用いた三世帯同居率の符号がマイナスであり、その他の指標も t 値は有意な結果が得られなかった。
そこで、符号時条件のそぐわなかった三世帯同居率を推計から外し、もう一度分析を行った。

回帰統計								
重相関 R	0.391082							
重決定 R2	0.152945							
補正 R2	0.114443							
標準誤差	27845.86							
観測数	47							
分散分析表								
	自由度	変動	分散	割された分散	有意 F			
回帰	2	6.16E+09	3.08E+09	3.972346	0.025945			
残差	44	3.41E+10	7.75E+08					
合計	46	4.03E+10						
	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 95.0%	上限 95.0%
切片	9164.393	111762.9	0.081999	0.93502	-216079	234407.8	-216079	234407.8
正規雇用率	2664.43	1592.64	1.672964	0.101431	-545.325	5874.185	-545.325	5874.185
女子大学進	1416.609	582.762	2.430853	0.019207	242.129	2591.088	242.129	2591.088

その結果、予想した符号条件は得られたものの正規雇用率は t 値が有意基準に達しなかった。しかし、女子大学進学率は t 値が 2 を超え、有意な物として実証前に予測した結果を得ることが出来た。このことにより、 χ^2 の資格・能力不足仮説が母子家庭の正規雇用の増減に大きく影響を与えていると考える。
この実証分析結果を踏まえた上で、次節より資格取得による母子家庭への就業支援を提言する。

第4章 政策提言

これまで述べてきたように、片親世帯への公的支援制度というものは、全ての片親世帯が一様に同じ支援を受けられるわけでもなく、また利用しやすいものとは言えないというのが実状であり、加えて貧困の問題や就労率の低迷が存在するという事は、数値的にも事実関係としても明らかとなっている。また片親世帯の平均年収も、正規雇用者と非正規雇用者の割合がほぼ同等なために、低い。特に母子家庭では、パートやアルバイトの時間が増える事による子供との会話、コミュニケーション不足の深刻化。父子家庭では特に、全てを一人で熟さなければならぬために、一般家庭より基本的な家事・育児等が疎かになってしまっているというのが現状である。また後者の父子家庭の問題に関しては、一人ですべてを熟すという点において、母子家庭でも問題になっている。

第1節 資格修得スクールと託児所の設置

本稿はそうしたことを十分に考慮した上で、特に母子家庭のために、母親が正規雇用者として就業、転職しやすくなるよう、資格習得のためのスクール設置と、母親が勉強している間子どもを預けるための託児所を設置することを提言する。特にこの託児所に関しては、母親が就業後も利用でき、生活面で何かと不慣れなために苦勞の多い父子家庭の父子も利用できるようにすることで、彼らを助ける働きもするだろう。

基本事項として、この施設に関しては基本的に事前予約を行う、若しくは決まった時間に利用することを前提としている。遅い時間、基本時間外の場合、特別利用料が課金されることで、保育士の夜間勤務が通常時間勤務として扱われることなく給与の発生があり、両者にとってのメリットが発生するように考慮が必要である。加えてこの施設の利用料は、補助金を片親世帯に与えるのではなく、施設に与える。すなわち、この施設を利用することに対して魅力を感じられるように配慮し、利用料は一般の保育所施設と同等か、課金があった場合を除いてそれ以下であることが望ましいので、施設はコンパクトで（設置しやすいということもメリットになる）、利用しやすい場所に設置するのが良いと考える。ここで問題となるであろうことは、特に、このスクールだけでは補えない資格の修得の場合である。その場合に限り、その資格修得のための助成金を母親（若しくは父親）に与え、仮に一回目で合格できなかった場合は減額をしていくという方式をとって補助することを考案する。

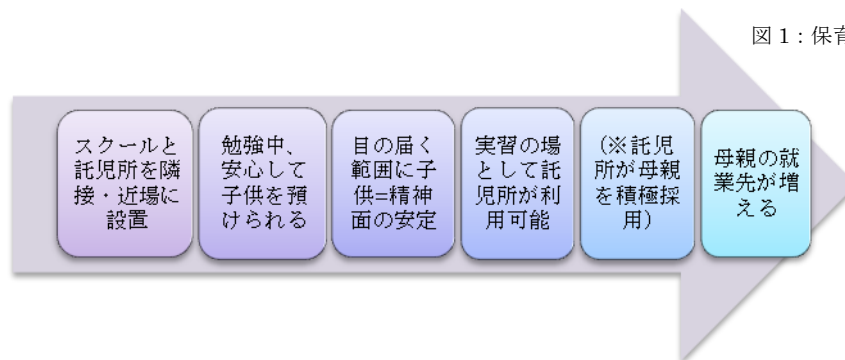
更に託児所の対象者（子供）は、原則乳幼児～6歳程度と考える。乳・幼児に関しては、特にパート勤務中であろう基本時間の利用と、勉強時間に利用することが考えられ、園児、小学校入学程度の児童に関しては、勤務中は勿論（入学前の児童に関して）、特に児童の帰宅後、要は時間外の利用が考えられる。これは、この施設を託児所と名付けたる所以であり、そうすることで就学しても利用できるというメリットが成立するのではないかと考えてのことである。但し、特に対象としたいのは乳児・幼児（～3歳位）とその親

であり、その理由としては、乳・幼児を持つ親こそが自由時間が無いということ把握してのことである。

加えて母親の自立にウエイトを置いたのは、非正規労働者であり続ける限りは収入が安定しないこと、補助金の増額が現状では難しいこと、これらを我々が問題視したからであり、仮に補助金の増額や対象者の枠を広げることも検討することは可能であったが、本稿では補助金増額等といった短期的で財源の捻出が難しい政策を提言するよりも、長期的でより効率的な政策を検討したいという考えから、提言をしているということを念頭に置いて頂きたい。

第2節 併設の効果

図1：保育士資格修得ケース



学習、資格修得支援の為のスクール（以下スクールとする）と託児所は、併設することが望ましい。そのメリットとしては、①資格取得の支援は就業（正規雇用）を有利にする、また、転職しやすくする。更に託児所設置に伴い、保育士のケース（図1のモデル）では積極採用が可能②スクールの存在は、母親たちの意見交換の場としても有効③託児所の設置(サポート)は、受講生の子供を預かるだけでなく、親が就業しても利用可能にすることで(スクール生でない母子父子も可)、施設としても収入が極端に減少することがなく、加えて母子父子共に可能である点から支援格差がなくなる④場所を取らず、都心に設置しやすいので、その点においては安価で子供を預けられる⑤修得したい資格がそれぞれ異なっても、殆んどは筆記の勉強が重要であり、それぞれが自由に、子育てから解放される時間を得られることにより変わりはない為、母親としては安心し、集中できる（パート先と子供が待つ自宅、若しくは実家に帰るだけのルーティンから解放されることは、母親にとっては精神的な面でも特にメリットであると考え）⑥スクールの空いている時間は有効活用として、貸し切って利用することも出来ることから、実技も可能⑦隣接とはいえ大きな施設を新規で設置する必要がない。節末で検討を行うが、マンション等の一室を借りる、コンビニ跡地に設置することが可能。また、以上のメリットから、保育士資格修得をモデルに、図1のようなプロセスを踏むことが可能ではないかと考えた

第3節 立地条件

次に、施設の立地について検討する。都内に施設の設置を考えたとき、場所は①比較的大きな駅周辺のマンションの一室（跡地がある可能性は低いので、含まない）②利用者の

多い路線、若しくは核となる駅の沿線近くのコンビニ跡地、マンションの一室に目星をつけた。そこで、JR 新宿駅から 15 分圏内の賃貸マンションをモデルに検討する（様々な物件を参考に算出）。20.5 平米程度で約 7.2 万円/月とした場合、保育所の条件は 2 歳未満児 乳児室は 1 人あたり 1.665m²であることから、20 平米/1.68 m²で、11 帖。トイレや風呂など、様々なものを考慮して、最大でも 7~8 人の収容が可能である。また、保育者数は乳児 3 人に 1 人、1・2 歳児 6 人に 1 人、3 歳児 20 人に 1 人、4 歳以上 30 人に 1 人であることから、1 施設あたり 1~2 人の保育士がいれば可能である。問題点としては、施設設置規制緩和や補助金の存在だが、これに関しては片親世帯に対する補助・支援ということで特例措置を取ること、法律の改訂により可能ではないかと考える。

都内に設置するという事は、働く人間にとって大変便が良いので利用しやすいという点、そもそも設置自体に関しては、普通の保育施設に預けることがなかなか難しい乳幼児を特に対象としているために、片親世帯にとって、この施設は大変活用できる存在となることが想定できる。よって、最低限の生活をするこす難しい片親世帯の強い味方となるだろう。

第 4 節 政策提言実現へのアプローチ

ここまで政策提言の内容について述べてきたが、ここからはその政策提言を実現させるための手段の検討に移る。

まず、法案改正、予算の検討である。我々の提言は、直接的に母子家庭に支援されるというのではなく、寧ろ施設に対しての支援となる。また、対象となる法律は「母子及び寡婦福祉法」である。しかしながらこの法律は、特に母親に対しての法令であり、施設の設置に関する法案ではない。更にスクールに至っては、対象者が母親であれ、学習を推進するという事で文部科学省の管轄となるだろう。しかも、託児所とスクールを国営にするというのは、些か困難である。つまり、「母子及び寡婦福祉法の改正」という方法でのアプローチは難しいということである。

そこで我々が考えたのが、予算改正、増額による既存の民間団体への支援である。そして、その団体による施設の設置、管理・運営を行ってもらうことがよいのではないかと考えた。問題となっていたのはその施設の設置、管理・運営であり、法案改正をせずとも設置できる方法であることが、実現への可能性を大きくすると考えたのだ。

ここで、我々が目星をつけた団体である、財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会を例に検討する。通称全母子協は、福祉事業所とのつながりが大きい団体である。寧ろ、事業所のためにある団体といっても過言ではないだろう。それは、各都道府県及び指定都市に所在する母子福祉団体の連絡協議機関として、全国の母子家庭及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的とした、厚生労働省所管の特例民法法人だからである。歴史ある大きな団体ということは、動かしにくいということも十分に理解しているが、それ以前に政策提言とは政府に対してするものであり、財団法人に現状の給付金で設置を求めているというわけではない。また、このように事業所が関与していることにより、設置が急がれる場所、地域の特定が早急に出来、不要な場所に無駄に設置する必要がない。

流れとしては、以下の図となる。



※設置特例予算に関しては、単に法人への増額分を運営出来る最少額に減額するのであって、運営維持費は最低限支給。

託児所設置とスクール設置に時間差があるのは、スクールの方が、準備が必要だからである。スクール自体を作るだけならば、いくらでも簡単に探せるし、設置できるだろう。しかし、中身は空である。資格修得のスペシャリストである、民間企業との提携が必須なのだ。その企業との連携や、準備を含め、1年遅らせているのである。また、特に託児所におけるの求人を母子家庭（の母親）優先としたのは、この託児所であれば、正規雇用が可能だからである。更に資格修得済の母親というのは、これからの生活に不安を持っている受講生（母親）の見本とも成り得るからである。但し、そのような境遇の人物というのは多く存在している訳ではないので、普通の保育士であれ、受講生の状況を理解してあげられる人物を多く雇用するのがよいだろう。政府が行うのは予算編成と各事業所での運営管理のみとなってしまうが、地域によりコミットした事柄を実行するには、実行者は人々に近い存在のものが重要であると考え。一般市民の声が届く状態のものであることこそ、他の無駄な法案や予算とは異なる点であり、それは、より良い・理想的なものになるだろう。

以上が我々の政策提言である。この政策とは言えないが、提言の内容を受けて予算編成を行い、設置、運営することにより、片親世帯、特に非正規雇用者にとっての強い味方となるだろう。単純に法人への支援金の引き上げを行うのではなく、スクールと託児所の設置、その管理を事業所が関与している法人団体が行うことで、母子家庭、父子家庭のより健全な生活環境づくりや、雇用問題の改善、それに伴う収入面の安定が見込まれる。今後は増加傾向にあり、更に若年層に多い片親世帯の、特に努力した人間が報われる社会を構築することこそが、日本経済の安定、発展につながるはずである。

子供を持つ世帯は、これからの日本にとって、少子高齢社会国家・日本にとって、大変重要な存在であるということを再認識して頂きたい。

先行論文・参考文献・データ出典

《先行論文》

同志社大学 八木匡研究会 社会保障政策 B (2007) 「母子家庭の救済策としての生活保護」

http://www.isfj.net/ronbun_backup/2007/1406.pdf

高田 しのぶ(2008)「母子家庭の母の就業を決める要因」

http://www9.ocn.ne.jp/~s_takada/bosiver10.pdf#search='高田 しのぶ'

森田明美・清水冬樹(2007)による「低所得母子世帯の生活実態から見る社会福祉課題の検討—千葉県八千代市生活保護受給母子世帯への調査から—」

http://www.toyo.ac.jp/rc/cdws/annualreport/pdf/vol2_13.pdf

《参考文献》

阿部 彩 (2008) 「子どもの貧困—日本の不公平を考える」 岩波新書

岩田 正美 (2007) 「現代の貧困—ワーキングプア／ホームレス／生活保護」 ちくま新書

・NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ赤石 千衣子(2009)「日本の母子家庭の現状と問題点 —当事者団体の視点から—」

http://www8.cao.go.jp/shoushi/13zero-pro/k_6/pdf/s5.pdf

高田 しのぶ(2008)「母子家庭の母の就業を決める要因」

http://www9.ocn.ne.jp/~s_takada/bosiver10.pdf#search='高田 しのぶ'

耳塚寛明(2009) お茶の水女子大学委託研究・補完調査について

<http://benesse.jp/blog/20090907/p2.html>

四宮 遊子・四方 理人(2007)「母子世帯の仕事と育児—生活時間の国際比較から—」

<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/18624405.pdf>

周燕 飛(2011)「母子世帯の母親はなぜ正社員就業を希望しないのか」

<http://www.jil.go.jp/institute/discussion/2010/documents/DP10-07.pdf>

周 燕飛(2011)「シングルマザーの仕事と生活—WLB型経済的自立を目指して—」

http://www.jil.go.jp/event/ro_forum/2011100304/resume/shu.pdf

《データ出典》

・厚生労働省 「全国母子世帯等調査」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-setai06/index.html>

・厚生労働省 「保育所関連状況取りまとめ」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000nvsj.html>

・厚生労働省 「生活保護制度」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/seikatuhogo.html>

・文部科学省

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/main_b8.htm

<https://hclab.jp/opinion/analyse/post-8.php>